

ひとり親家庭支援制度のご案内

ひとり親家庭等医療費支給制度

母子家庭や父子家庭または親がいないため、親に代わりそのお子さんを育てている養育者家庭等の皆さんが支払った医療費の一部が、申請に基づき支給される制度です（所得制限があります）。

対象／①母子家庭の母と児童 ②父子家庭の父と児童 ③父母のいない児童とその養育者 ④父（または母）に一定の障害がある児童とその父（または母）を監護する母（または父） ⑤その他、児童扶養手当の支給要件に準じる

※児童とは、18歳になった後の最初の3月末までの児童（一定の障害がある児童は20歳未満）

J R 通勤定期乗車券割引制度

児童扶養手当を受給している場合、J Rの定期乗車券を3割引で購入できます（通勤定期乗車券に限り、学割等との併用はできません）。

対象／児童扶養手当受給者または同一の世帯員で、通勤定期乗車券を必要とする方（学生・全部支給停止の方は対象外）

ひとり親家庭生活支援制度

就業支援のため、給付金支給制度を設けています。

①自立支援教育訓練給付金制度

対象／児童扶養手当を受給中または同様の所得水準であるひとり親家庭の父または母

②高等職業訓練促進給付金等支給制度

対象／次のすべてに該当するひとり親家庭の父または母

- ・児童扶養手当を受給中または同様の所得水準であること
- ・資格取得が見込まれること
- ・就業または育児と修業の両立が困難と認められること

支給対象となる資格／養成機関において、1年以上修業を必要とする次の資格

- ①看護師 ②准看護師 ③保育士 ④介護福祉士 ⑤作業療法士 ⑥理学療法士 ⑦歯科衛生士 ⑧美容師 ⑨社会福祉士 ⑩製菓衛生師 ⑪調理師 ⑫その他①～⑪に準じる資格で市長が適当と認めるもの

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

対象／高等職業訓練促進給付金を受けている方

貸付種類／入学準備金、就職準備金

※詳しくはお問い合わせください。

問／埼玉県社会福祉協議会 ☎822-1192

支給額や申込方法等の詳細は、こちらのQRコードから市ホームページをご確認ください！



児童扶養手当

新たに申請される方

対象／児童扶養手当は、18歳になった後の最初の

3月末までの児童または20歳未満で障害のある児童のうち、次のいずれかに該当する児童を養育している父母、または養育者に支給されます。

- ①父母が離婚した児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母に一定の障害がある児童 ④父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ⑤父または母の生死が明らかでない児童 ⑥その他（未婚で生まれた児童、父または母が1年以上養育をしていない児童など）

※一定の所得制限があり、支給停止になることもあります。

すでに受給されている方

毎年8月に現況届の提出が必要です（対象となる方には個別に通知します）。なお、現況届が提出されない場合、11月分以降の手当は支給されませんのでご注意ください。

●臨時受付窓口を開設します

8月8日(休)・16日(金)は午後8時まで、8月18日(日)は午前9時～正午に、こども未来課窓口で現況届の受け付けを行います。

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の提出

児童扶養手当は支給開始等からおおむね5年を経過すると減額になります。ただし、次の①～④に該当する方などは、支給停止が除外されます。

- ①就業している方 ②求職活動している方 ③身体または精神に障害がある方 ④負傷または病気で就業が困難である方など

支給停止を除外するためには「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を提出する必要があります（対象者には個別に通知します）。

未婚の児童扶養手当受給者の方への給付金支給

対象／次のすべてに該当する方

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日（10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことが無い方
- ③基準日（10月31日）において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

支給額／17,500円

申請期間／8月1日(休)～令和2年1月31日(金)

支給時期／原則令和2年1月に支給

必要なもの／①申請書 ②戸籍謄本